

平成 27 年川俣町議会第 4 回定例会会議録

平成 27 年川俣町議会第 4 回定例会は、3 月 24 日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第 5 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 27 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例（質疑・討論・採決）

議案第 6 号 川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）

議案第 7 号 川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（質疑・討論・

採決)

- 議案第 8 号 川俣町保育所条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 10 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 11 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 12 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 13 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 14 号 川俣町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 15 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 16 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 17 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 18 号 川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 19 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 20 号 川俣町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 21 号 川俣町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第 22 号 町道路線の認定及び廃止について (質疑・討論・採決)
- 議案第 26 号 平成 27 年度川俣町一般会計予算 (討論・採決)
- 議案第 27 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 28 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 29 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 30 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計予算 (討論・採決)
- 議案第 31 号 平成 27 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 32 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 33 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 34 号 平成 27 年度川俣町小島財産区特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第 35 号 平成 27 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算 (討論・採決)

議案第 36 号 平成 27 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（討論・採決）

議案第 37 号 平成 27 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（討論・採決）

議案第 38 号 平成 27 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（討論・採決）

（追加日程）

発議第 2 号 J A グループの自己改革の実現に向けた意見書

発議第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、請願・陳情の審査結果について委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。陳情の審査結果を朗読をもって説明いたします。

平成27年3月24日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、3月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
3	川俣町行政における購買や発注に関する陳情書	採択	

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第3号「川俣町行政における購買や発注に関する陳情書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 産業建設常任委員長の石河でございます。

平成27年3月24日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

産業建設常任委員会委員長 石河 清

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、３月１１日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
１２	法定外道路の町道認定に関する請願書	継続審査	
１	J A グループの自己改革の実現に向けた請願書	採択	意見書提出
２	町道認定と舗装改良工事に関する請願書	採択	

続いて、陳情の審査結果について申し上げます。

平成２７年３月２４日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

産業建設常任委員会委員長 石河 清

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、３月１１日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
２	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採択	意見書提出

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 請願第１２号「法定外道路の町道認定に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は継続審査です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第１２号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第１号「J A グループの自己改革の実現に向けた請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第2号「町道認定と舗装改良工事に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、厚生常任委員長、報告願います。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 陳情の審査結果について報告します。

平成27年3月24日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

厚生常任委員会委員長 高橋道也

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、3月11日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
15	平成27年度予算編成に係る福島腎臓病患者友の会要望書	趣旨採択	
1	公的病院の運営に要する経費に対する財政支援について（要望）	趣旨採択	

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第15号「平成27年度予算編成に係る福島腎臓病患者友の会要望書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第1号「公的病院の運営に要する経費に対する財政支援について（要望）」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、付託議案の審査結果について報告願います。

平成27年度各会計当初予算の審査結果について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。遠藤予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（遠藤宗弘君） 平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成27年度川俣町各会計予算13件につき、3月12日から20日までの9日間現地調査を含め各課単位に審査を行った。その結果、各課に対する意見、要望、指摘事項等、主な審査概要は次のとおりである。

平成27年度川俣町各会計予算審査特別委員会審査日程表

日数	月日（曜日）	時間	審査課等
1	3月12日（木）	9：00～14：35	現地調査
2	3月13日（金）	13：00～16：25	企画財政課
3	3月14日（土）		休会
4	3月15日（日）		休会
5	3月16日（月）	10：00～15：13	企画財政課、総務課、議会事務局、会計室
6	3月17日（火）	10：00～15：04	原子力災害対策課、町民税務課
7	3月18日（水）	10：00～16：12	産業課、保健福祉課
8	3月19日（木）	10：00～15：14	建設水道課、こども教育課、生涯学習課
9	3月20日（金）	13：00～14：55	総括、討論、採決

(1) 総務課

①マイクロバスの購入については長距離乗用にも耐えられる車種を選ぶべきである。

- ②各種手続き等が記載されている町民がわかりやすい読本を発行すべきである。
- ③自治会が未整備なところについては早期発足に努力されたい。また、自治会と行政連絡員との立場、業務等があいまいであるので改善を図るよう求める。さらに、自治会は行政の下部組織ではないので多くの業務等を依頼するのは避けるべきである。
- ④財産区の森林については、東電賠償のためADRを検討すべきである。
- ⑤防災計画、防災マップの早期見直しを図るべきである。

(2) 企画財政課

- ①山木屋地区復興推進委員会の進め方について、住民の生活に直結するテーマで帰還希望者の意見を中心に進めるべきである。
- ②仮称大作集会所の測量調査等業務委託料について、先に建物の位置、規模を決めてから実施しなければ、地質検査の結果不適であれば、再度調査する費用がかかるのではないか。
- ③ポケット統計を復活させるべきである。
- ④保育園、幼稚園の使用料の新制度について分かりやすい資料を出してほしい。
- ⑤臨時職員等の賃金体系については、各課によって差があるので総合的に検討すること。
- ⑥ふるさと納税の積極的なPRを図るべきである。

(3) 原子力災害対策課

- ①山木屋地区除染等に関する検証委員会について、配布説明資料の記載以外の内容が副町長からあり、委員会としては記載内容を変更して説明するように求めたところ、副町長から先の説明（等とはインフラ整備、復旧復興を含む）について撤回の申し出があった。

また、委員の選考には中立的な立場の人選を望む。（原子力の危険に対する考えの是是非非）

- ②営農再開支援事業のうち鳥獣被害防止緊急対策事業について、イノシシ、さるの被害に対応できるように検討すること。
- ③山木屋の避難者が町内に住宅を確保できるよう、情報の収集発信に努めること。
また、担当課、係なりを明確にすること。
- ④山木屋の国、県の事業について説明資料を求め、終期を確認した。
- ⑤山木屋地区荒廃家屋解体については周知を図るべきである。

(4) 会計室

特になし。

(5) 議会事務局

特になし。

(6) 町民税務課

特になし。

(7) 建設水道課

- ①浄水場の管理業務委託については、水道経営審議会に協議のうえ安定的な管理が出来るように努めること。

(8) 産業課

- ①農振会活動推進費報償金について8つの地区協議会に支払っているが、農振会会長に直接支払う様にする事。
- ②各事業実施にあたり、一人でも多くの方が山木屋に帰還することを目的とせずに安心して暮らせるよう支援することが重要である。
- ③風評被害賠償、住宅損害、店舗損害、所得税納税猶予等の相談窓口を明確にすること。

(9) 保健福祉課

- ①山木屋診療所について、平成27年秋には診療を開始したいとの説明であったが、当初予算に診療業務委託料が計上されていないため、説明を撤回した。
- ②緊急通報システムについて、災害時に対応できるように検討すること。
- ③小児甲状腺がん検診の結果について、県から資料を求めるべきである。
- ④介護保険料の算出について資料を要求し説明させた。
- ⑤災害弔慰金について詳細な資料提出を求めた。
- ⑥国民健康保険特別会計について質問に対し、必要な資料を持参せず説明に時間を要することがしばしばあった。当局は必要と思われる資料を持参すること。
- ⑦授産施設の補助については平等に取り扱うよう検討すること。

(10) こども教育課

- ①保育園、幼稚園の使用料の新制度の軽減判定について、同一になるように制度の検討をすること。
- ②スクールバス運行については幼稚園児、中学生等の利用検討をすること。
- ③奨学資金特別会計については、拡大に努めるよう要望する。
- ④母子、父子家庭はひとり親世帯と標記すること。
- ⑤病児・病後児保育事業については利用者の負担軽減策を検討すること。

(11) 生涯学習課

- ①鶴沢公民館の太陽光発電整備の設置については災害に対応できるよう、夜間全室の電源が供給出来るように検討すること。
- ②羽山の森美術館の空き教室の利用策を検討すること。

《まとめ》

以上の審査内容を踏まえ、全体的な予算計上にあたっては一部を除きその根拠資料が明確に説明された。

今後、予算審査特別委員会の意見、要望、指摘事項等に対し、「検討する」等と回答した事項については速やかに改善し、必要に応じて補正予算などで対応されるよう当局に求め、可決すべきものとする。

ただし、町民が要望する新庁舎建設を早急に取り組むこと。

平成27年3月24日

平成２７年度川俣町各会計予算審査特別委員会

委員長 遠藤宗弘

以上でございます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第４，議案第５号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成２７年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第５，議案第６号「川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第６，議案第７号「川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7、議案第8号「川俣町保育所条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点お伺いしておきますけど、前の条例では地方自治法の根拠法令あるんですよね。で、調べてみると、公の施設と、こう載ってるんですけど、今回これがなくなってくるんですけど、この地方自治法の規定がなくなるということで公の施設という位置づけがなくなるということは、どういう意味を持つのかご説明いただきたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） ご質問にご答弁申し上げます。

地方自治法第224条第1項の規定でございますが、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で、公の施設、道路、公営住宅、学校、水道等でございますが、を設けるものとするをうたっておる、一般的な法規でございます。今般子ども・子育て支援法により、児童福祉法の第39条に、保育所は保育を必要とする乳児・幼児を日々保育者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設とするというふうな、保育所について明確にうたっておりますので、こちらを根拠法令として条例を改正したものでございます。また、他の自治体等調べましたところ、地方自治法の規定を採用しておるところはほぼございませんでしたので、このような形といたしました。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、保育所を運営するという義務、自治体がですね。

については、公の施設ということで規定をしなくても、それは大丈夫だというふうに解釈してよろしいんですか。保育所というのは、別に自治体でなくてもできるわけですよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） ご質問にご答弁申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、地方自治法について公の施設というふうなことでうたっておりますが、それについては、規定がなくても、この児童福祉法について、こう

いった施設でやるというふうなことで記載しておれば大丈夫であろうという判断のもとにやったところでございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，議案第10号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第10, 議案第11号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第11, 議案第12号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第12, 議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） わかんないんで、説明聞いただけではわかんないんで私お聞きするんですけど、この条例改正の12条の2第2項中の金額の訂正は、災害派遣手当の際の単身の場合とか距離で、こう変更になりましたということなんですけど、その後の、この追加をする、第2項前項に規定する、第3項管理職員特別勤務手当の額は、というところがあるんですが、今までは災害派遣手当だけだったのが、災害派遣手当及び特殊勤務手当と、こう変わって、管理職の方々が災害等において勤務した場合には手当を出しますよと、こういうふうになるんですという話なんですけど、そうしますと、今までは、このことは全く規定がなかったというふうに考えてよろしいのか、まず第1点お聞きしておきたいんですが。その、今回決める特殊勤務手当に相当する手当は今まではどういうふうになっていたのか、それをまずお聞きしたい。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

今まで、災害等における管理職員の休日並びに夜間等の出勤につきましては、明確な支給の条例条文はございませんでした。ただし、今までこのような事案があった際には、宿日直手当相当分を支給するという形で支給した経過がございます。今後このような形で災害時に深夜出勤した場合には、この条例に基づき支給するという形にさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、確認しますと、今まではなかったもので、そういった場合については宿日直の相当額を支給してきたと、こういうことですね。で、今般これを決めるわけですが、この第3項の（1）、「第1項に規定する場合」というのはどういう場合なんだか、よく私わからないんですね、この条文読んだだけでは、（2）の「前項に規定する場合」というのは第2項のことをいうのかなと、こういうふうに思うんですけども、この第1項と第2項の違いというのはどういう違いなんですか、これ。この（1）と（2）、「第1項に規定する場合」と「前項に規定する場合」の12,000円と6,000円の出てくるこの差の勤務状況の差というのは、どういう勤務状況に差があって12,000円と6,000円に、これ、なるのか、ご説明いただきたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

ただいまのご質問は、3項の（1）と（2）の違いというご質問でございますが、（1）で第1項に規定する場合というふうにございますのが、12,000円を超えない範囲で町長が規則で定める額を支給するというものにつきましては、これは管理職員の特別勤務手当、いわゆる選挙などの、例えば管理職員も選挙等で休日並びに深夜に勤務する場合がございますが、そのようなときに支給するもの。（2）につきましては、災害における平日の深夜に勤務する際に6,000円以内で支給するという規定となっております。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） すると確認しますが、12,000 円のほうは選挙事務のときだと、具体例でいうと。（2）のほうは災害時のときだと、こう今説明したんだけど、どうも、私、理解できないんですよ。だって、選挙事務というのは災害事務よりは大変でないと私は思うんだけど、大変なときは6,000 円で、通常の選挙事務、夜中になって開票事務やったから12,000 円だという話になってくるんですけど。今のご説明だとだよ。だから、第1 項がないから私理解できないんですよ、この中に。この条文の中で、ほら、改正がねえから第1 項がないのかもしれないんですけど。だから、本当は総務課長、違うんでないかと思うんだけど、もうちょっと、この、具体的に、なおかつ、何というのかね、この。いや、運用の問題だから、我々は決めれば、それは皆さんが運用するんだけど、運用する人のほうの回答がそれではちょっとあやふやなんで、もうちょっとこう、きちっと、わかるように、理解できるようにご説明いただきたいんですけど。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

（1）の12,000 円を超えない範囲で町長が規定する額を定め支給すると申しますのは、災害、休日の日中出勤した場合に支給する、選挙手当のように平日の日中出勤して作業を行った場合に12,000 円の範囲内で支給をするというものでございます。（2）につきましては、夜間、深夜、平日の深夜に出勤して災害の対応に当たった場合に6,000 円の範囲内で支給するという条項となりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第13, 議案第14 号「川俣町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14，議案第15号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第15，議案第16号「川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１６，議案第１７号「川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第１７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１７，議案第１８号「川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１８，議案第１９号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第 19, 議案第 20 号「川俣町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第 20, 議案第 21 号「川俣町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第 21, 議案第 22 号「町道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２２，議案第２６号「平成２７年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２３，議案第２７号「平成２７年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２４，議案第２８号「平成２７年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第25，議案第29号「平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第26，議案第30号「平成27年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第27，議案第31号「平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２８，議案第３２号「平成２７年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２９，議案第３３号「平成２７年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第３０，議案第３４号「平成２７年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第３１，議案第３５号「平成２７年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第32, 議案第36号「平成27年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第33, 議案第37号「平成27年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第34, 議案第38号「平成27年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議２件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

したがいまして、発議２件、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　配付漏れなしと認めます。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君）　追加日程第１，発議第２号「ＪＡグループの自己改革の実現に向けた意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君）　別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君）　提出者の説明を求めます。石河清君。

○１４番（石河　清君）　産業常任委員長の石河でございます。

ＪＡグループの自己改革の実現に向けた意見書

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、今通常国会で農協法の改正が予定されている。

ＪＡグループの自己改革の基本方向では、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現を目指して、総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に貢献していくことがＪＡの重要な役割としており、ＪＡグループ福島も、農業所得向上や食料自給率の向上、本県農業の復興促進等に最大限の役割を発揮すべく、平成２８年３月の４ＪＡへの合併構想実現を基本に自己改革に取り組んでいる。

しかし、法改正の骨格では、規制改革会議の提案に沿った中央会の組織と監査制度の変更や准組合員の利用制限のありかた検討などが示され、生産現場からは「農業所得の増大にどう結び付くのか」という疑問や、「政府が進める『地方創生』に逆行し、誰のための改革なのか」との声が多くあがっている。

ＪＡの地域インフラとしての機能は、地方経済・社会・コミュニティを維持・発展させ、「地方創生」を実現するための重要な役割をはたしており、ＪＡグループの農業振興と地域振興が一体となった取り組みは今後も必要不可欠であり、こうした方向での自主的改革を支援することが必要である。

よって、今通常国会における農協法改正案の審議にあたっては、農協改革が真に農業振興や地域振興につながるものとなるよう、ＪＡグループの自己改革実現に向け、

次の事項が確実に反映されるよう強く要望する。

記

1. 准組合員は、農業・地域経済の発展をともに支える農業者のパートナーとして「地方創生」にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。
2. 新たな中央会は、引き続き J A の自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能が十分に発揮できるよう農協法上に措置すること。また、J A が監査法人による会計監査を受けるにあたっては負担増とならないよう担保すること。
3. J A ・連合会の事業方式やガバナンス制度、法人形態は、組合員・会員の意思に基づき決定されるべきものであり、これを尊重すること。
4. J A の総合事業は、農業・地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業・共済事業の分離は強制しないこと。
5. 農協法の目的や組合の事業目的に、農業振興に加えて地域振興や地域の多面的機能発揮に果たす農協の役割を明記すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

衆議院議長 町村信孝 様
参議院議長 山崎正昭 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
農林水産大臣 林 芳正 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
内閣府特命担当大臣 有村治子 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第 2，発議第 3 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。石河清君。

○14番（石河 清君） 産業常任委員長の石河でございます。朗読をもって意見書の提案にしたいと思います。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされていきます。

最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得の向上、そして消費に直結し、内需の拡大に寄与することから、政府が示す「日本経済がデフレからの脱却・経済の好循環」を確固たるものにするためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。

また、昨年の消費税率引き上げ、そして物価高の影響により、とりわけ低所得者層は厳しい生活を余儀なくされております。

その意味で、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためにも最低賃金額の引き上げと早期発効が求められます。併せて、福島県の復興を加速させ促進する上でも、最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で、非常に重要な位置付けとなります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で689円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額とは大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの7年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、福島県復興の加速促進をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

記

1. 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」並びに「経済財政運営と改革の基本方針」、2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げをはかること。

2. 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ上積みの改正をはかること。
3. 中小・地場産業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
4. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様
福島労働局長 引地睦夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期20日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成27年第4回川俣町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時07分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

報告第 1 号 寄附採納報告

報告第 2 号 専決処分の報告について

(専決第 1 号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について)

発議第 1 号 平成 27 年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について

議案第 5 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 27 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

議案第 6 号 川俣町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第 7 号 川俣町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

議案第 8 号 川俣町保育所条例

議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 川俣町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 16 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 18 号 川俣町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 川俣町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 20 号 川俣町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

議案第 21 号 川俣町立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例

議案第 22 号 町道路線の認定及び廃止について

議案第 23 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算 (第 10 号)

議案第 24 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)

議案第 25 号 平成 26 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

- 議案第 26 号 平成 27 年度川俣町一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 27 年度川俣町介護保険特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度川俣町小島財産区特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 27 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 27 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 27 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算
- 発議第 2 号 J A グループの自己改革の実現に向けた意見書
- 発議第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 橋 真 一 郎

同 署名議員 鳴 原 利 光